

組合の楽しい便り 投稿歓迎します。

No433

ラベルニュース

東京都ラベル印刷協同組合

☎111-0051 東京都台東区蔵前 4-16-4

令和3年9月号

編集:広報・情報システム委員会

TEL(3866)4561 FAX(5821)6443

2021年版中小企業・小規模企業白書

経営環境の変化に強い小規模事業者は
地域や顧客とのつながりを重視

今年も「二〇二一年版中小企業白書と小規模白書」が中小企業庁より発表されました。「小規模企業白書」は二部構成となっており、第一部では新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業・小規模事業者の動向に関する分析に加え、中小企業・小規模事業者の労働生産性、開業業の状況などについて、第二部では感染症による消費者の意識・行動の変化、小規模事

業者の対応や経営環境の変化に強い小規模事業者の特性や商工会・商工会議所の取り組みなどについても分析している。

中小企業白書

■新型コロナが中小企業に与えた影響

「二〇二一年版 中小企業白書」のテーマは「危機を乗り越え、再び確かな成長軌道へ」。新型コロナが中小企業に与えた影響を分析し、その実態が述べられています。

中小企業へのアンケート調査によれば、新型コロナによる企業活動への影響について、二〇二一年三月時点で「影響が継続している」と回答した企業は七一・三%となっており、中小企業が引き続き厳しい状況に置かれていることが伺える。

約四二三万件、約五・五兆円の給付が行われている。金融支援の拡大や持続化給付金の実績が上がる中で、企業の倒産件数は下がってきている。こうした大規模支援が功を奏していると思われる。

また、新型コロナの流行下においても新製品の開発や新事業分野への進出などができている企業ほど、事業環境の変化に対応できていることが分かる。

損益分岐点比率が高いと言われる中小企業の中でも、こうした不確実性の高い時代を变化の転機と捉え、自社の強みを生かして新たな事業に取り組んでいる企業は、成長のチャンスを得ることができていると分析している。

■中小企業のデジタル化、成果が出なかった企業の共通点

新型コロナは、大企業だけでなく中小企業に

においても、デジタル化に対する意識を高めたと考えられる。

中小企業のデジタル化に関する調査において、デジタル化について「高い」と「やや高い」を合わせた回答割合は、コロナ禍以前の四五・六%からコロナ禍後には六一・六%まで上昇している。

一方、デジタル化推進による効果が出なかったと回答している企業は、効果が出たと回答している企業に比べ、「明確な目的・目標が定まっていない」「ことや「資金不足」「アナログ的な文化・価値観が定着している」「ことを課題として挙げる割合が高く、こうしたことがデジタル化による効果を阻む要因となっている」と推察される。

■調査から見える中小企業とITベンダーのすれ違い

他方、中小企業のITベンダーの活用状況を

見ると、社内にIT人材が少ないと思われる小規模企業ほどITベンダーの活用割合が低くなっており、IT活用に消極的な傾向があることが伺えます。未だ中小企業のITニーズは、既存システム保守・運用が中心となっていて、中心が見取れます。

小規模企業白書

■第一部令和二年度小規模事業者の動向

小規模企業の売上高

売上高はリーマンショック後及び二〇一一年の東日本大震災後に大きく落ち込み、二〇一三年ごろから横ばいで推移した後、二〇一六年半ばより増加傾向となっていた。二〇一九年以降は減少傾向に転じた中で感染症の影響により、売上げ高はさらに減少した。

中小企業・小規模事業者の労働生産性

将来的に人口減少が見込まれる中、わが国経済の更

なる成長のためには、企業全体の九九・七%を占める中小企業の労働生産性を高めることが重要である。中小企業の労働生産性は製造業、非製造業ともに大きな落ち込みはないものの、長らく横ばい傾向が続いている。

開廃業の状況

わが国の開業率は一九八八年をピークとして低下傾向に転じた後、二〇〇〇年代を通じて穏やかな上昇傾向で推移してきたが、足元では再び低下傾向となっている。廃業率は一九九六以降増加傾向で推移していたが、二〇一〇年からは低下傾向で推移している。

■第二部 消費者の意識変化と小規模事業者の底力

感染症流行による消費者の意識・行動の変化

総務省「家計調査」における主要品目の消費額の推移を示したものをみると「食料」などの支出弾力性の低い品目や「理美容サービス」などの生活必需サービスについて影響は小さい。一方、「交際費」や「外食」など外出を伴う品目や、「被

覆及び履物」や「教養娯楽

サービス」などの支出弾力性の高い品目については前年までと比較して、低い水準で推移している。

経営環境の変化に強い小規模事業者の特長

強味・課題分析を定期的実施している者や、それらを経営分析にまで活用している者ほど感染症流行による経営環境の変化へ対応できている者の割合が高い。常連客や上顧客との関係性を維持できている者は、日頃からの顧客との関係づくりとして双方向でのコミュニケーションを重視している割合が高い。

また、日頃から地域とのつながり大幅にしている小規模事業者は感染症流行後に於いても地域とのつながりに支えられ、売上げを維持している者が存在する。自社または商品・サービス・技術がブランド化している者ほど、回復している事業者の割合は高く、感染症流行後に於いても顧客や消費者の支持を得られている。

談実態

感染症流行前は「支援策（補助金・給付金・助成金申請等）の情報提供」や「補助金・給付金。助成金申請」に加え、「営業・販路開拓」や「経営計画の策定」の相談件数が多いと回答する者も一定程度存在していた。

しかし、四〇六月は「支援策（補助金・給付金・助成金・融資制度等）の情報提供」「補助金・給付金・助成金申請」、「資金繰り」の件数が多いと回答したものが大幅に増加していることがわかる。

十一月〜十二月になると「資金繰り」は減少し、「営業・販路開拓」や「経営計

画の策定」の相談件数が多いと回答する者が増加していることから、小規模事業者の活動が足元の資金確保から売上げの維持・拡大へ徐々に移行していることが示唆される。また、全体を通して感染症流行後も「廃業」の相談件数が大幅には増加していないことが確認できる。

参考資料「中小企業だより七月号」より

商工会・商工会議所の相

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和3年10月1日から
時間額1,041円に改正されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

業務改善助成金について

令和3年度業務改善助成金コールセンター (TEL03-6388-6155)

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL03-6893-1100 (直通))

■最低賃金について

東京都の最低賃金が十月一日より時間額一、〇四一円(引上げ額二十八円)に改正されます。

使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払いが義務づけられています。しかし、都内では最低賃金に満たない金額での賃金支払いや求人に関するトラブル等が発生しており、これらの大きな要因の一つとして適用される最低賃金に対する理解不足や最低賃金額を知らなかったことが挙げられます。

未然のトラブル防止のためには、広く多くの方々に最低賃金額を知って貰う必要があることから中小企業・小規模事業者からの相談を無料で受ける「東京働き方改革推進支援センター」の設置や業務改善助成金等の各種助成金制度を設けています。業務改善助成金制度とは中小企業・小規模事業者は生産性を支援し、事業場内でもっとも低い賃金(事

業内最低賃金)の引き上げを図るための制度。

業務改善助成金コールセンターの電話は、六三八八―六一五五

今回このラベルニュースに同封のチラシをご参
考ください。

組合員名簿の訂正

組合員名簿の十七ページ西支部の(株)サトーモノづくり本部の代表者が榎田晃裕氏とあるのは、**笹原美徳氏**の誤りでした。お詫びし訂正させていただきます。

また、九ページの東支部(株)近代社の代表者・高桑健三氏は逝去されたため、新しい代表者に渡部信博氏が就任しています。

五ページの関係団体及び業界紙の(株)日報アイビーが、日報ビジネス(株)に、住所も東京都千代田区神田三崎町三の一の五に変更となりました。

振り返れば五十年 私のラベル業界半世紀

専務理事 本間 敏道 (13.)

昭和四十五年はこの業界に入ってから五十年という歳月の中で、多くの人と出会うことができ、親しい友人も多くできましたが、

本当の意味での親友、真の友と言えるのは数人だけです。

そのうちの一人は恩田製作所社長の恩田博氏です。恩田さんと初めて会ったのは、たぶん私がラベル新聞に入社した頃なので、昭和五十年頃だったと思います。

私が二十七、八歳、恩田さんが二十四、五歳でした。

初めは取材で会社へお邪魔したり、業界の会合などで顔を合わせるが多くなり、いつの頃からか飲みに行くようになりました。その頃の恩田さんは、自称ダステイ・ホフマン(?)を気取っていましたが、何となくウマが合い、いつしかプライベートでの付き合いが多くなりました。

私が平成元年に組合へ

入ってからは、今というパワハラやいじめに遭い、その都度愚痴を聞いてもらったり、アドバイスを貰ったりしました。

その後当時の不二紙工の塩飽一夫さんが仲間に加わるようになり、「三人会」

なるものがいつの間にかでき、錦糸町や湯島へ飲みに行くことが楽しみになりました。

その時一夫さんが「ぼくは仕事で海外に飛び回っているが、韓国だけは行ったことがない」と言うので、

それではということ、韓国行きが決定、その翌日には航空券とホテルの手配が

終わり、三人で韓国旅行に行きました。私と恩田さんはすでに何回も行っていました

が、一夫さんは初めての韓国がよほど気に入ったのか、それから間もなくして二回目の韓国行きとなりました。

普段はメールをしても

何日も返信がないのに、

「ぼくのマイレージポイントがたまっているので、これで行きましょう」と、飛行機はビジネスクラス、ホテルはセミスイート

を予約し、その都度メールを送ってきました。

三人は私が年長者でしたが、「二、三歳しか変わらず、お互いに利害関係がなく、合っても仕事の話はしないので、お互いに気が楽であったことは間違いなく、長い付き合いができたのだと思います。

ある日一夫さんのお父さんの塩飽望さんと会合でお会いした時に笑いながら「本間さん、うちの一夫に恩田さんと二人で悪い遊びを教えてくれているみたいだね」と、言われるほどでした。

しかし、その一夫さんも病魔に襲われ、二〇〇九年七月に五十五歳の若さでこの世を去りました。いつも

酒を飲む時には、自分でインスリンを注射していましたが、まさかこんなに早く逝ってしまうとは思っていませんでした。

私と恩田さんがシヨックを受けたのは言うまでもありませんが、十二年経つた今でも二人で飲んだ時には一夫さんの思い出話に花が咲きます。

恩田さんとは月に一、二回ランチを一緒にしますが、さすがに今はカラオケができませんが、酒を飲むと楽しい酒になる恩田さんや、

他の協賛会メンバーなどといった「ホンマ会」なるものができ、ゴルフや飲み会で親睦を深めています。これも恩田さんという存在があつてこそと感謝しています。

六年前に私が再婚し、海外で挙式した際には、当然のことのように出席してくれたことは一生忘れません。

出会ってから五十年近くが経ち、お互いに歳は取りましたが、真の友達として今後も付き合い合っていくと思います。(続く)

ご存知ですか？

インボイスII適格請求書等保存方式とは

<https://biz.moneyforward.com/invoice/basic/48071/>

■インボイス制度とは

消費税一〇%への引き上げにもなつて、二〇二三年十月一日（令和五年十月一日）よりインボイス制度が導入されることになりました。

① 適格請求書発行事業者の、氏名または名称および登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）

インボイス制度とは、仕入税額控除（課税売上から課税仕入に関する消費税を控除すること）を受けるための新たな改正です。

導入後については、消費税を納める必要のある企業や個人事業者はもろんのこと、免税事業者についても影響があると考えられます。いつから改正になるのか？インボイス制度の内容と個人事業主やフリーランスへの影響は？などの注意点をについてわかりやすくまとめました。

④ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率

⑤ 消費税額

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

これにもない、課税事業者である取引先からの求めに対し、適格請求書を付しなればならない、といったケースが充分考えられます。

■インボイスII適格請求書等保存方式とは？

「インボイス」とは「適用税率や税額の記載を義務付けた請求書」のことです。

「インボイス制度」はこの「記載義務を満たした請求書」によって消費税を計算し納付しましょう、という制度です。

現在、消費税率は原則一〇%ですが、食品や定期購

読の新聞などについては「八%の軽減税率」が適用されています。つまり一〇%と八%、二つの税率が混在しているわけです。そこで、売り手が買い手に対してこの商品に課税されている消費税が一〇%なのか？八%なのか？を伝える必要が出てきます。

結果として「商品に課税されている消費税率・消費税額を請求書のなかで明記する」という「適格請求書（インボイス）方式」が採用されることになりました。これがインボイス制度が導入されることとなった背景です。

適格請求書方式による請求書に基づき消費税の仕入税額控除を計算し、証拠資料として保存することを「適格請求書等保存方式」と呼びます。

では、インボイス制度が求める「適格な請求書」とはどのようなものでしょうか？

付けられている「区分記載請求書」に「インボイス制度の登録番号」「適用税率」「消費税等の額」が追加された請求書を指します。

■適格請求書発行事業者は消費税の課税事業者のみが登録できる

請求書を発行する全ての人が「適格請求書」を発行できるわけではありません。発行する要件として「消費税の課税事業者」でなければなりません。一部を除き、商取引には通常「消費税」が課税されています。

消費税は「消費者から預かった税金」ですので、国に納税しなければなりません。ただし、一年間の課税売上高が一千万円未満の事業者については納税が免除されています。

これが消費税の「免税事業者」です。消費税を納めていない事業者である「免税事業者」はインボイス制度から除外され「適格請求書」を発行することができません。

【参考資料】

結論から言うと、現在義務

【参考資料】

ミヤコシ(千葉県習志野市津田沼一・十三・五)は、ラベ印刷市場において求められる小型・低価格を実現する機械としてMLP10iを開発しました。扱いやすく

小回りの利く同機は、従来機の高品質はそのままに、従来機よりさらに損紙を減らし、今までにない低印刷コストを実現可能としました。日本市場のコストパフ

「MLP10i」は先行モデルである『MLP13C』の表現力、再現性を継承しながらも、生産ポリウムへの柔軟な対応、省スペースへの対応を実現している。これからも、ミヤコシでは独自の技術力により、高品質、高精度、さらには、後加工機との連携など、多様化するラベル印刷市場の課題にこたえて行くとしている。

間欠オフセットラベル印刷機を発売 MLP10i ウルトラコンパクトモデル



オーマンス要求を満たすミヤコシ初の小型オフセット印刷機です。

コンパクト設計ながら実稼働速度として一二〇シヨット/分の高生産性を実現 ※基材等印刷条件によります

「MLP10i」は先行モデル

従来機と同様、天地長依

力、再現性を継承しながらも、生産ポリウムへの柔軟な対応、省スペースへの対応を実現している。

主な使用は次の通り。
■機械長さ 11600mm
■最大用紙幅 1127mm
■最大印刷幅 1129mm
■最大給紙径 11540mm
■最大給紙径 11600mm

これは独自の技術力により、高品質、高精度、さらには、後加工機との連携など、多様化するラベル印刷市場の課題にこたえて行くとしている。

MLPシリーズにはオプションでユニットの増設が可能です。ロータリースクリーン・フラットスクリーン、ホットフォイルスタンプはインライン・オフラインを問わず導入が可能。変形カス上げは特殊な形状であっても安定した巻き上げが可能です。これらオプションユニットを取り入れることにより、付加価値の高い製品が出来上がります。

同機の特長としては、
■全長6m以内を実現したことにより、限りあるスペースでも設置可能

コンパクト設計

低価格

従来機の品質を受け継ぎながらも、リーズナブルな価格で提供可能

高生産性